

目次

ご案内

11月はいばらき働き方改革推進月間です	2
仕事と生活の調和推進計画/働き方改革優良企業認定制度のご案内	3
勤労者のための生活資金融資制度	4
元気いばらき就職面接会のご案内（常陸大宮会場）	5

募集

令和2年度県立産業技術専門学院入学生募集	6
----------------------------	---

お知らせ

[労働局から]

11月は「しわ寄せ防止キャンペーン月間」です	7~8
「財形貯蓄」を導入して、福利厚生を充実させませんか？（中小企業事業主の皆様へ）	9
労働保険適用促進強化期間（11月）	10
労働保険関係手続のオンライン申請の活用について	11
茨城県最低賃金の改正決定	12
11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です	13~14
ハロートレーニングの活用について	15
職場のトラブル 解決サポートします！（総合労働相談コーナー）	16
12月はハラスメント撲滅月間	17

[労働委員会から]

労働委員会の窓から	18~19
-----------------	-------

11月は、いばらき働き方改革推進月間です！

いばらき働き方改革推進協議会（経営者団体、労働団体、行政機関で構成）では、官民が連携して、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進などにより、多様で柔軟な働き方が可能な労働環境の整備や、効率的な働き方改革の推進に取り組んでいます。

11月のいばらき働き方改革推進月間を機会に、できることから働き方の見直しを進めてみましょう！



2019 11月

いばらき
働き方改革推進月間

ひとっ
働き方を
変えて
みよう。

／一残業テ一や休暇取得促進などに取り組みましょう

詳しくは

主催 いばらき働き方改革推進協議会
一般社団法人茨城県経営者協会、茨城県商工会議所連合会、茨城県商工会連合会
茨城県中小企業団体中央会、公益財団法人茨城県中小企業振興公社、日本労働組合総連合会
茨城県連合会、茨城県社会保険労務士会、茨城県市長会、茨城県町村会、茨城労働局、茨城県

(問い合わせ先)

茨城県産業戦略部労働政策課労働経済・福祉グループ

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

TEL 029-301-3635 FAX 029-301-3649 Email rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/2019hatarakikatagekkan.html>

仕事と生活の調和推進計画 を策定しましょう

～ワーク・ライフ・バランスはじめての一步～

茨城県では、ワーク・ライフ・バランスを実現するための「仕事と生活の調和推進計画」の策定を推進しています。計画を届け出た場合には、県のホームページ上で企業名と取組内容を紹介しますので、企業のイメージアップにつながります！

また、茨城県の建設工事の入札参加資格者名簿（平成31・32年度資格者名簿分）作成の際の加点項目となるほか、商工中金の「いばらき働き方改革・子育て応援ローン」、日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援金」を利用することができます。詳細は県労働政策課ホームページをご覧ください。

（様式と計画の記入例を掲載しています）



働き方改革優良企業認定制度のご案内

茨城県では、すべての労働者が働きやすい環境づくりに向けて、「働き方改革」に積極的に取り組む企業、取組が優れた企業を認定する制度を新たに創設いたしました。

ワーク・ライフ・バランスや女性活躍などの働き方改革に取り組む企業が、人材を確保しやすい環境となるよう支援します。認定の流れや申請方法など、詳細は県労働政策課ホームページをご覧ください。

優良企業の認定を受けて、会社の魅力を広くアピールしましょう。

認定のメリット

- 茨城県の求人情報サイトの特集ページに「働き方改革優良企業」として掲載され、**貴社の魅力を県内外に広くアピール**できます。
- 働き方優良認定企業であることをホームページや採用ページ、求人票等で積極的にアピールいただくことで、**人材確保・人材定着の促進**が期待できます。

問い合わせ先

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ

電話：029 - 301 - 3635 FAX：029 - 301 - 3649

E-mail: rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

HP: <http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/wlbtop.html>

茨城県 働き方改革 で検索！

勤労者のための生活資金融資制度のご活用を！

茨城県では、中央労働金庫と提携し勤労者の方に必要な生活資金を低利で融資する制度を設けています。保証人はいません（日本労信協保証）。

勤労者緊急生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住又は勤務する勤労者で、現在の勤務先に勤続1年以上であり、前年税込年収が150万円以上ある方
- 【用途】◆自己及び親族の冠婚葬祭費用（挙式、新婚旅行、葬式、墓地購入、成人式等）
◆医療費（病気・入院手術、出産、歯科矯正等）◆教育（保育園・各種学校・塾を含む子どもの学校の入学資金、授業料等）◆災害・交通事故のため必要となった資金◆転居費用
- 【融資金額】100万円以内
- 【利率】年利1.7% 別途保証料0.7%
- 【返済】5年以内（6ヶ月以内の元金措置期間を含む）

失業者等緊急生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住又は勤務していた方で、次のいずれかに該当する方
 - ・失業後6ヶ月以内で求職活動をしている方（ただし、雇用保険の受給資格があることが条件）
 - ・勤務先から給料の遅配又は欠配を受けている方
- 【用途】◆日常生活に必要な生活資金
- 【融資金額】50万円以内 【利率】年利1.2%（別途保証料0.7%）
- 【返済】5年以内（6ヶ月以内の元金措置期間を含む）

育児・介護休業生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住又は勤務する勤労者で、現在の勤務先に勤続1年以上であり、前年税込年収が150万円以上ある方で、次のいずれかに該当する方
 - ・勤務先の育児休業・介護休業制度を利用して、休業後復職することが確かな方
 - ・子の看護休暇、又は介護休業を取得する方
 - ・育児又は介護のための所定労働時間の短縮措置を利用する方
- 【用途】◆期間中の生活費全般
- 【融資金額】100万円以内 ※休業期間1ヶ月当たり10万円まで（5ヶ月の場合は50万円まで）
- 【利率】年利1.5%（別途保証料0.7%）
- 【返済】5年以内（1年以内の元金措置期間を含む）



融資金利は、令和元年10月1日現在の利率です。予告なく変更する場合があります。審査に必要な書類等は、下記までお問合せください。

<お借入申込み> 中央労働金庫県内各支店
<お問い合わせ> 中央労働金庫茨城県本部 (Tel:029-221-4181)
茨城県労働政策課 (Tel:029-301-3635)

「元気いばらき就職面接会(常陸大宮会場)」を実施します

学生を除く若者や離職され求職中の方を対象に、合同就職面接会を開催します。

記

- 1 開催日時 令和元年11月26日(火)
13:30~15:30(受付13:00~)
- 2 会場 常陸大宮ショッピングセンター ピサー口
(常陸大宮市下村田2387)
- 3 対象求職者 求職中の方(ただし新卒者向けの求人はありません)
- 4 参加事業所 県内に就業場所がある事業所 約20社
- 5 詳細 「元気いばらき就職面接会」と検索サイトで検索いただくか、
元気いばらき就職面接会HPをご参照ください。
<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/r1genki.html>

参加費無料
事前申込不要



【問い合わせ先】

○産業戦略部 労働政策課 雇用促進対策室

TEL: 029-301-3645



令和2年度 県立産業技術専門学院入学生募集！

来年度の県立産業技術専門学院の入学生を募集します！

企業の即戦力となるものづくり技能者を育成するため、少人数制のクラス指導によりきめ細やかな訓練を行っています。高校の普通科出身の方や女子生徒も安心して学べます。また、効率で授業が安いうえ、就職に有利な複数の資格も取得できるので、就職に強く、毎年、ほとんどの修了生が正社員として就職しています。(2018年度就職率 99.4%)
多くの皆様のご応募をお待ちしております！



YouTube で PR 動画を公開しています！

URL <https://www.youtube.com/watch?v=6DGCzEK-rS4>

◆募集内容

募集施設	訓練期間	募集訓練科	募集定員
産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院 水戸市下大野町 6342 (TEL029-269-2160)	2年	自動車整備科	20名
		建築システム科	25名
日立産業技術専門学院 日立市西成沢町 3-9-1 (TEL0294-35-6449)	1年	電気工事科	20名
		金属加工科	20名
鹿島産業技術専門学院 鹿嶋市大字林 572-1 (TEL0299-69-1171)	2年	プラント保守科	20名
	1年	生産CAD科(短期)	15名
土浦産業技術専門学院 土浦市中村西根番外 50-179 (TEL029-841-3551)	2年	機械技術科	20名
		自動車整備科	20名
		コンピュータ制御科	20名
筑西産業技術専門学院 筑西市玉戸 1336-54 (TEL0296-24-1714)	1年	IT技術科(短期)	20名
	2年	機械システム科	20名
	1年	電気工事科	20名
		金属加工科(短期)	15名

◆選考試験日程等

一般入学者選考試験 B日程	
受付期間	令和元年 11月11日(月)~12月6日(金)
選考試験日	令和元年 12月13日(金)
合格発表日	令和元年 12月20日(金)
試験場所	入学を希望する産業技術専門学院

※(短期)短期課程の試験日程は、学院ごとに異なりますので、詳しくは各産業技術専門学院にお問い合わせください。

※詳しくは各学院の募集要項でご確認ください。茨城県産業戦略部労働政策課(TEL029-301-3653)のホームページでもご覧いただけます。

11月は「しわ寄せ防止 キャンペーン月間」です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。



STOP!
しわ寄せ

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や
急な仕様変更などはやめましょう！

 厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



 公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



(しわ寄せ防止特設サイト)



厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」が改正され(平成31年4月1日施行)、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは親事業者が負担すること。
- 親事業者は、下請事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば…

- 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう!

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。
- 発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること。

③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう!

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇について、その影響を反映するよう協議すること。

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄!
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や
急な仕様変更などはやめましょう!

～中小企業事業主の皆さまへ～ 「財形貯蓄」を導入して、 福利厚生を充実させませんか？

導入手続きは簡単！最寄りの金融機関にご相談ください。

中小企業で財形貯蓄を導入した場合、**メリット**があります！

あなたの会社の魅力が、格段にアップします

多くの企業が実施している財形貯蓄制度ですが、中小企業単独では全体の1/4のみ。福利厚生の充実、就職時の企業選択の大きなポイントになっています。

福利厚生制度を1つでも多く導入することは、企業の魅力アップにつながります

定着率アップや、よりよい人材確保につながります。

財形貯蓄は、毎月コツコツと貯金ができるため、従業員に喜ばれる制度です。財形貯蓄習慣を得ることで人生設計が可能となり、安心感や意欲の向上にもつながります。『福利厚生の充実が定着率のアップにつながった』、という企業もあります。

【財形貯蓄とは】

財形貯蓄（※1）は従業員の財産づくりを事業主と国が支援する制度です。毎月、事業主が、従業員の給与から一定額を天引きして金融機関に払い込むことで、従業員の財産形成を確実に行うことができます。また、老後資金や住宅取得を目的とした貯蓄の場合、その利子が非課税となる**税制上の優遇措置**も行われています。

この制度を導入するに当たっては、労働組合等との「天引預入協定」や、社内規定の整備、金融機関との手続きなどの事務が必要となります。

また、制度導入を機に、事業主が利子分を上乗せして従業員の財形口座に払い込んだり、従業員のための住宅ローン制度（※2）を導入することも可能ですので、従業員のモチベーションの向上にもつながるでしょう。**1人でも従業員を雇用していれば導入は可能です。**

※1 財形貯蓄は、昭和46年に制定された勤労者財産形成促進法に基づいて行われています。

使い道を限定しない一般財形貯蓄のほか、利子等が非課税となる財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄があります。

※2 財形貯蓄利用者が利用できる公的住宅ローン【財形持家融資】です。

～福利厚生制度の充実のためにも、財形貯蓄の導入を検討してみてもいかがですか？～

The screenshot shows the Zaikei website interface. At the top, it says '厚生労働省所管の勤労者財産形成促進制度を紹介するウェブサイトです。' (This is a website introducing the laborer property formation promotion system under the jurisdiction of the Ministry of Health, Labour and Welfare). The main header is '財形' (Zaikei) with the tagline '社員思いの会社になる。' (Become a company that cares for its employees). Below this, it says '財形は社員のしあわせを会社がサポートする制度です' (Zaikei is a system where the company supports the happiness of its employees). There are navigation tabs for '財形制度について' (About Zaikei system), '貯蓄・融資のご案内' (Savings and financing information), '個人の方へ' (For individuals), '法人・事業主の方へ' (For companies/business owners), and '手続き・導入について' (About procedures/introduction). The '法人・事業主の方へ' tab is selected, showing a menu with '法人・事業主の方トップ' (Top for companies/business owners) and '財形制度導入の概要' (Overview of Zaikei system introduction). A contact box provides a phone number '03-6731-2935' and a consultation time of '平日 9:00 ~ 17:15'. There are also links for '資料請求・ダウンロード' (Request materials/download) and 'ご意見・ご質問' (Opinions/questions).

詳しくは独立行政法人 勤労者退職金共済機構 勤労者財産形成事業本部のサイトをご覧ください。

財形制度についての概要やメリットなどのほか、各種お知らせを掲載しています。

<http://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/zaikei.php>

財形制度

検索



11月は労働保険適用促進強化期間です!

労働保険（労災保険と雇用保険の総称）は、法律により農林水産業の一部を除き、**一人でも労働者を使用する事業主に加入が義務付けられています!**

労災保険給付や失業等給付により労働者の保護、福祉の増進に寄与する制度として、重要な役割を担っています。このため、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から未手続事業の解消が極めて重要となっています。

しかしながら、労働保険の適用事業場の現状は、依然として小規模零細事業を中心に未手続事業がなお相当数残されている実情にあります。

このため、茨城労働局では、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会茨城支部と連携し、労働保険の未手続事業の一掃を図るための対策を推進しています。

保険料は何に使われているの？

お支払いいただいた労働保険料は、労働保険と雇用保険で次のように使われています。

労災 保険

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や亡くなった場合に、**被災労働者やご遺族を保護**するための給付等を行っています。

雇用 保険

労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また自らの教育訓練を受けた場合に、**生活・雇用の安定**と就職の促進を図るための給付等を行っています。

加入手続きはどこでできるの？

労働者を雇っているにもかかわらず、現在も未手続きとなっている事業主の方は、最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所(ハローワーク)で労働保険の加入手続きを行われますようお願いいたします。

労働保険料の口座振替納付が可能です

- 労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。
- 口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。
- 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

労働保険料の口座振替納付

検索

【問い合わせ先】

茨城労働局 総務部 労働保険徴収室 電話：029-224-6213

総務部総務課 山口六平太が、 オススメする

「労働保険の電子申請」。



正確・スピーディに申請できるのです。

大量の申請書類への記入も、電子申請ならスピーディ。前年度の情報を取り込み、入力チェック機能や自動計算機能で、記入漏れや記入ミスを防げます。

いつでもどこでも手続きが可能なのです。

労働局や労働基準監督署の窓口に向く必要はありません。窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにいなから申請や届出ができます。しかも、24時間365日、いつでも手続きが可能です。

ムダな時間や移動費などのコストも削減できるのです。

申請・届出用紙の入手は不要。内容によっては複数の手続きをまとめて申請できます。また、書類申請のために必要な移動費・手数料・人件費などのコストを削減できます。さらにマイナンバーカードを使うと、電子証明書の取得費用はかかりません。(ICカードリーダーライタは別途必要です。)

「労働保険の電子申請特別ホームページ」から、e-Govにアクセスしよう。

さあ、電子申請の事前準備をはじめよう。



- チェック 1 パソコンの動作環境を確認しよう。
- チェック 2 電子証明書を取得しよう。
- チェック 3 ブラウザのポップアップブロックを解除しよう。
- チェック 4 信頼済みのサイトに登録しよう。
<https://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/trust.html>
- チェック 5 電子申請アプリケーション(無料)をインストールしよう。
<https://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup03/index.html>

- 市販の電子申請用ソフト(API対応ソフト)を利用すれば、さらにメリットがあります。
 - ・労働者の情報をソフト内に入力し保存できます。
 - ・当該データを基にワンクリックで様式が自動作成され、あとはそれを送信するだけです。ぜひ、ご利用をご検討ください。



最低賃金が、
ことしも
変わります。

確認しましょう！

茨城県 最低賃金

849 時間額
円

令和元年
10月1日から

27円
UP

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。
使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



最低賃金についてのお問い合わせ

茨城労働局賃金室（電話 029—224—6216）又は、最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。

最低賃金引上げに向けた事業者への支援窓口

- | | |
|---------------|----------------------------------|
| ワン・ストップ無料相談窓口 | 茨城働き方改革推進支援センター（電話 0120-971-728） |
| 業務改善助成金 | 茨城働き方改革推進支援センター（電話 0120-971-728） |
| | 茨城労働局雇用環境・均等室（電話 029-277-8294） |
| キャリアアップ助成金 | 茨城労働局職業対策課（電話 029-224-6219） |

働き過ぎていませんか？



～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。～

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

労働時間等の現状

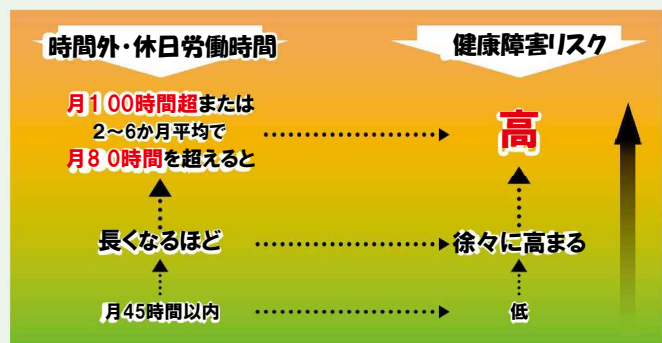
労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の1割弱で推移しており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

知っていますか？

過重労働と健康障害の関連

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)



過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適正に把握※1し、次の措置を講じましょう。

過重労働による健康障害を防止するために※2

①時間外・休日労働等を削減しましょう。

・労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。(注1)(注2)臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合(特別条項)でも、法律に定める上限を守らなければなりません。

・時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)の締結に当たっては、労働者の代表(労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者)とともに、その内容が指針(注3)に適合したものとなるようにしてください。

(注1)上限規制の施行は平成31年4月1日ですが、中小企業に対しては1年間猶予され令和2年4月1日からとなります。
(注2)建設事業、自動車運転の業務など、特定の事業・業務については、上限規制の適用が猶予・除外されています。
(注3)「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年9月、厚生労働省)

②年次有給休暇の取得を促進しましょう。

・労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇(以下「年休」という。)を確実に取得させることが必要となっていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。

③労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

・健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
・長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。
・労働安全衛生法が改正され、面接指導の対象が、「時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」に拡大されました。

賃金不払残業を解消するために※3

- ①職場風土を改革しましょう。
- ②適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ③労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月、厚生労働省)

※2「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(平成31年4月、厚生労働省)

※3「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

1. 労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

2. 重点監督を実施します。

- ①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、
- ②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

3. 電話相談を実施します。(10/27(日)に実施しました。)

「**過重労働解消相談ダイヤル**」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。(しました。)



過重労働解消キャンペーンのほか、11月7日(木)

「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。(13:30~水戸プラザホテル ガーデンルーム) 茨城会場

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。

また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。

○過労死等防止対策推進シンポジウム

全国47都道府県において計48回開催します。(無料でどなたでも参加できます。)

開催会場によって開催日時やプログラムは異なりますので、詳細は専用ホームページで御確認ください。



茨城労働局ホームページ トップページ「イベント情報」で案内しています。

(厚生労働省委託事業)

労働条件相談ホットライン

(月~金17:00~22:00、土日・祝日9:00~21:00)

労働基準関係情報メール窓口(情報提供)

フリーダイヤル

はい!

ろうどう

0120-811-610

労働基準 メール窓口

検索

公的職業訓練のキャラクター
「ハロトレくん」です！



ハローワーク・茨城労働局からのお知らせ

ハロートレーニングを活用して 就職やスキルアップにつなげよう

ハロートレーニングとは？

ハロートレーニング（公的職業訓練）とは、雇用保険を受給している求職者を主な対象とする**公共職業訓練**と、雇用保険を受給できない求職者の方が主な対象とする**求職者支援訓練**の総称です。キャリアアップや希望する職業を実現するために、必要な職業スキルや知識を習得することができる公的な制度です。これから働こうとする方、働く方すべてが対象です。

※受講料は基本的に無料です（テキスト代等除く）。

※在職者や学卒者の方を対象としたハロートレーニングは有料です。

主な訓練コース

離職者訓練：基本的に2～6か月、在職者訓練：2～5日、学卒者訓練：1～2年間の訓練です。

- ◆ OAシステム、介護サービス、医療・調剤事務、介護事務等
- ◆ 不動産ビジネス、パソコン簿記、Webクリエイター、建設人材育成等
- ◆ 調理師、情報メディア、介護福祉、生産CAD、金属加工等
- ◆ 生産管理、シーケンス制御、保全・設備管理、電子回路設計、組み込みシステム設計、ICT等

◆多種多様な訓練分野◆時代のニーズに則したコース◆女性向けコース◆資格取得を目指すコースなど実施しております。

事業主の皆様！
訓練受講生の積極的な採用をお願いします。

ハローワーク水戸	029-231-6221	ハローワーク常総	0297-22-8609
ハローワーク笠間	0296-72-0252	ハローワーク石岡	0299-26-8141
ハローワーク日立	0294-21-6441	ハローワーク常陸大宮	0295-52-3185
ハローワーク筑西	0296-22-2188	ハローワーク龍ケ崎	0297-60-2727
ハローワーク下妻	0296-43-3737	ハローワーク高萩	0293-22-2549
ハローワーク土浦	029-822-5124	ハローワーク常陸鹿嶋	0299-83-2318
ハローワーク古河	0280-32-0461		

ハロートレーニングの概要は、厚生労働省及び茨城労働局ホームページをご覧ください。詳しくは最寄りのハローワークへお気軽にご相談ください。

ハローワーク・茨城労働局 訓練室 Tel.029-277-8001

職場のトラブル解決サポートします！

茨城労働局では、労働局内及び県内 8 つの労働基準監督署内に総合労働相談コーナーを設け、個別紛争解決促進法に基づく個別労働紛争解決援助サービスとして、労働における各種問題・トラブルに関する相談・問い合わせに対応する総合労働相談、民事上の個別労働紛争について、紛争当事者からの申出に基づく労働局長による助言・指導、紛争調整委員会によるあっせんを行っています。



【助言・指導】

職場における民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。

- 【例】 ①職場の先輩からパワハラを受けているが、会社は対処してくれない⇒**助言の実施**⇒配置転換により解決
 ②転職のため退職を申し出たが、会社が認めてくれない。⇒**助言の実施**⇒退職届が受理され解決

【あっせん】

職場における民事上の個別労働紛争について、公正・中立な第三者（弁護士など学識経験者）が紛争当事者の話し合いを仲介し、双方の主張の要点を確認し、意見の調整を行うことによって、紛争の解決促進を図る制度です。

- 【例】 ①解雇されたが、解雇理由に納得できず、金銭的補償を求めたい⇒**あっせんの開催**⇒解決金の支払により解決
 ②パワハラを受け退職せざるをえなくなった。金銭補償を求めたい。⇒**あっせんの開催**⇒解決金の支払により解決

⇒ 詳しくは、最寄の下記一覧の総合労働相談コーナーまでお問い合わせ下さい。

【県内の総合労働相談コーナーの所在地・連絡先】

コーナー名	所在地	電話番号
茨城労働局 総合労働相談コーナー	〒310-8511 水戸市宮町 1-8-31 6F 茨城労働局雇用環境・均等室内	029-277-8295
水戸 総合労働相談コーナー	〒310-0015 水戸市宮町 1-8-31 3F 水戸労働基準監督署内	029-277-7925
日立 総合労働相談コーナー	〒317-0073 日立市幸町 2-9-4 日立労働基準監督署内	0294-22-5187
土浦 総合労働相談コーナー	〒300-0805 土浦市宍塚 1838 土浦労働総合庁舎 4階 土浦労働基準監督署内	029-821-5127
筑西 総合労働相談コーナー	〒308-0825 筑西市下中山 581-2 筑西労働基準監督署内	0296-22-4564
古河 総合労働相談コーナー	〒306-0011 古河市東 3-7-32 古河労働基準監督署内	0280-32-3232
常総 総合労働相談コーナー	〒303-0022 常総市水海道淵頭町 3114-4 常総労働基準監督署内	0297-22-0264
龍ヶ崎 総合労働相談コーナー	〒301-0005 龍ヶ崎市川原代町四区 6336-1 龍ヶ崎労働基準監督署内	0297-62-3331
鹿嶋 総合労働相談コーナー	〒314-0031 鹿嶋市宮中 1995-1 鹿嶋労働基準監督署内	0299-83-8461

パワーハラスメント対策が事業主の義務となります！
～セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化されます～

12月は
ハラスメント
撲滅月間

改正ポイント 1

施行時期

パワーハラスメント対策の法制化 ～労働施策総合推進法の改正～

公布後 1 年以内の政令で定める日

※ パワーハラスメントの措置義務については、中小企業は、公布後 3 年以内の政令で定める日までの間は、努力義務となります。

中小企業の定義：<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

※ 改正法は令和元年 6 月 5 日に公布。

- 職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります（適切な措置を講じていない場合には是正指導の対象となります）。
- パワーハラスメントに関する紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになります。
※企業規模等によって義務化の時期が異なりますのでご注意ください。

職場におけるパワーハラスメントとは、以下の**3つの要素**をすべて満たすものです

- ① 優越的な関係を背景とした
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
- ③ 就業環境を害すること（身体的若しくは精神的な苦痛を与えること）

※ 適正な範囲の業務指示や指導についてはパワハラに当たりません

- 職場のパワーハラスメントの定義や事業主が講ずべき措置の具体的内容等については、今後指針において示す予定です。
- 雇用管理上の措置の具体的内容（現行のセクハラ防止の措置義務の内容を踏まえて今後検討）
 - ▶ 事業主によるパワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発
 - ▶ 苦情などに対する相談体制の整備
 - ▶ 被害を受けた労働者へのケアや再発防止 等

改正ポイント 2

セクシュアルハラスメント等防止対策の実効性の向上 ～男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法の改正～

- 1 セクハラ等の防止に関する**国・事業主・労働者の責務が明確化**※されます
(パワハラ、いわゆるマタハラも同様(2、4も同じ。))
※ セクハラ等は行ってはならないものであり、**事業主・労働者の責務**として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。
- 2 事業主にセクハラ等に関して相談した労働者に対して事業主が**不利益な取扱いを行うことが禁止**されます。
- 3 事業主は、自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行い、他社が実施する雇用管理上の措置（事実確認等）への**協力を求められた場合にこれに応じるよう努めること**とされます
※ あわせて、自社の労働者が他社の労働者等からセクハラを受けた場合も、相談に応じる等の措置義務の対象となることを指針で明確化します。
- 4 調停の出頭・意見聴取の対象者が**拡大**※されます
※ セクハラ等の調停制度について、紛争調整委員会が必要を認めた場合には、関係当事者の同意の有無に関わらず、職場の同僚等も参考人として出頭の求めや意見聴取が行えるようになります。

詳しくは茨城労働局雇用環境・均等室(Tel 029-277-8295)までお問合せください。

◆今後、ハラスメントに関する事業所向け説明会等を予定しています。詳しくはこちら→

茨城労働局 イベント情報

検索



労働委員会の窓から

令和元年8月1日～令和元年9月30日



労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご活用ください。

🌻 今期の事件の状況

🌻 **審査事件** (労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度)

・・・当該期間中に新規申立てはありませんでした。

係属中の事件は**3件**です。

🌻 **調整事件** (労働組合と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

🌻 **個別あっせん事件** (労働組合に加入していない労働者と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

・・・調整事件、個別あっせん事件とも、当該期間中に新規申請はありませんでした。

継続中の事件はありません。

🌻 労働委員会講座

労働委員会事務局の担当業務について

労働委員会事務局では、下記の業務を担当しております。何かございましたらお気軽にお尋ねください。

総務調整課	ア 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関すること。 イ 個別的労使紛争のあっせんに関すること。 ウ 争議行為の発生届出の受理に関すること。 エ 公益事業に係る争議行為の予告通知の受理に関すること。 オ 労働争議の実情調査に関すること。
審査課	ア 労働組合の資格審査に関すること。 イ 不当労働行為の審査に関すること。 ウ 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定告示に関すること。



個別的労使紛争のあっせんに係る 労働相談会を開催しました。

茨城県労働委員会では、9月19日（木）、10月17日（木）の2日間、17時から19時まで、茨城県庁舎23階の労働委員会事務局において「個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会」を開催しました。

なお、面談による相談のほか、電話による相談も行いました。



【内山裕委員】



【吉田勉委員】

労使紛争を解決してきた労働委員会の委員が、労働問題に関する相談を受け、労働委員会によるあっせんの活用を勧めるなどの様々なアドバイスを行いました。

第3回労働相談会

日時：11月21日（木）

17:00～19:00

場所：茨城県庁舎23階
労働委員会事務局

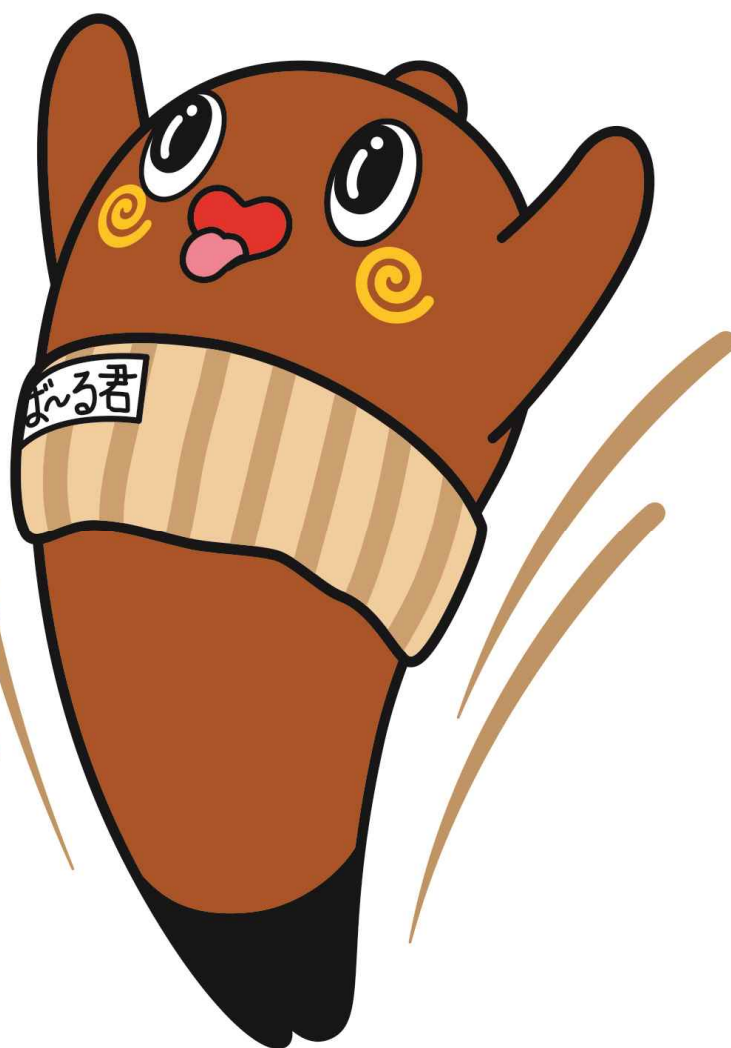
電話での相談も行います。
労使間のトラブルでお困りの方、
ぜひご利用ください。
(事前に電話でご予約ください。)



【お問い合わせ先】：茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6
TEL029-301-5563（総務調整課）、029-301-5568（審査課）
E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp
URL <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>

～労使紛争の迅速・的確な解決を目指します～



©Office710/MIRIM

茨城労働 Seed

11月号 第714号

茨城県産業戦略部労働政策課

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

令和元年 11月発行 TEL 029-301-3635

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/seed/index.html>